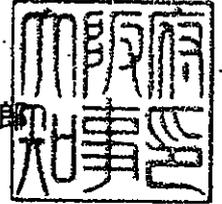




環 保 第 1378号
平成24年6月20日

大阪府環境審議会会長 様

大阪府知事 松井 一郎



亜鉛含有量の排水基準に係る経過措置の見直し並びに
カドミウム及びその化合物に係る排水基準の見直しについて(諮問)

標記排水基準等の見直しについて、水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)第21条第1項及び大阪府生活環境の保全等に関する条例(平成6年大阪府条例第6号)第103条の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

「今夏の電力需給対策について」に対するご協力をお願い

平成 24 年 5 月 18 日

近畿経済産業局

平成 24 年 5 月 18 日に開催された「電力需給に関する検討会」及び「エネルギー・環境会議」合同会合において、「今夏の電力需給対策について」が決定されました。

当該対策においては、特に電力需給バランスが厳しい関西電力管内において、他地域を越える節電目標（対一昨年比▲15%以上の節電）とセーフティネットとしての計画停電の準備を進める事等を中核とする内容となっております。

節電目標の設定に関しては、今回設定された目標数値が中西日本全体での節電への協力を要請することにより需給バランスを保つことを前提としているため、最も需給バランスの厳しい関西電力管内での率先した節電対応が極めて重要となっております。

つきましては、皆様方におかれましても本対策についてご理解と節電へのご協力をいただきますようお願いいたします。

「今夏の電力需給対策について」のポイントは以下の通りです。

1. 今夏の電力需給見通し

- 今夏の需給見通しについて、「需給検証委員会」による検証の結果、以下を確認。
 - ① 関西電力管内で、昨年東京電力管内で想定されたピーク電力不足よりも厳しい状況になる恐れがあること
 - ② 九州電力、北海道電力及び四国電力管内でも電力需給のひっ迫が見込まれるとともに、全ての地域で、火力発電所の活用が増える結果、国富の流出が生じており、このまま放置すれば本年秋以降、電気料金上昇のリスクも高まること

2. 今夏の電力需給対策

2-1. 基本的考え方

- ① 供給面の対応
 - 現段階で確実と見られる供給力を基本とし、今後確実に見込めるようになった供給力は、その時点で上方修正する。
 - 約2週間前（可能な範囲）、1週間前、前日の三段階で融通可能量を明確化する等、日々の運用で機動的な電力融通を行い、地域全体として需給バランスを確保する。

- 節電期間：7月2日（月）～9月7日（金）の平日 9:00～20:00
 - 節電目標：対一昨年比 ▲15%以上
- ※なお、電気事業法第27条に基づく電気の使用制限については実施しない。

<四国電力管内>

- 節電期間：7月2日（月）～9月7日（金）の平日 9:00～20:00
- 節電目標：対一昨年比 ▲7%以上

<九州電力管内>

- 節電期間：7月2日（月）～9月7日（金）の平日 9:00～20:00
- 節電目標：対一昨年比 ▲10%以上

<中部電力・北陸電力・中国電力管内>

- 節電期間：7月2日（月）～9月7日（金）の平日 9:00～20:00
- 節電目標：対一昨年比 ▲5%以上

(4) 需給ひっ迫時の対応

① 需給ひっ迫時の対応（需給ひっ迫警報等）

- 需給ひっ迫の可能性があるときは、想定される電力会社管内に「電力需給ひっ迫警報」を発令、報道機関や地方公共団体等の協力を得て、緊急節電要請を行う。
- 他の電力会社からひっ迫する電力会社に対し、最大限の電力融通を要請する。
- 全国各地域において、緊急時の節電のためのネットワークを整備する。
- 計画停電の実施を回避するための緊急避難的な措置として、民間事業者の協力の下、「緊急速報メール」等を特定の電力会社管内の携帯電話ユーザーに一斉に配信し、周辺の電気機器の使用を至急停止することを要請する。

② セーフティネットとしての計画停電の準備（別紙2）

- 電源の脱落等万が一に備えて、関西電力、九州電力、北海道電力及び四国電力管内において、計画停電の準備を進める。
- 医療機関等の緊急かつ直接的に人命に関わる施設や国の安全保障上極めて重要な施設等については、技術的に可能な範囲で停電による影響をできる限り緩和する。

(5) 節電促進に向けた取り組み

① 構造的対策

- 節電支援のため、エネルギー需給安定関連の平成23年度補正予算、平成24年度予算の執行を加速、その際、関西、北海道、九州、東北及び四国を優先する。
- 同時に、病院や鉄道などのライフライン機能の維持、弱者対策を徹底する。また、エネルギー規制・制度改革アクションプランを着実に実行する。

東京・東北電力管内における電気事業法第27条の適用
に当たっての制限緩和措置の考え方（平成23年夏季）

平成23年夏期、東京・東北電力管内における大口需要家については、原則、前年の使用最大電力の値の15%削減した値を使用電力の上限とし、例外として以下の制限緩和措置を講じた。

(1) 生命・身体の安全確保に不可欠な需要設備

①医療関係

- 医療施設：削減率0%
- 使用制限が生命・身体の安全確保に特に影響を及ぼす医薬品・医療機器製造販売業及び製造業、医薬品卸売販売業：削減率0%

②老人福祉・介護関係

- 使用制限が生命・身体の安全確保に重大な影響を及ぼす老人福祉施設、介護保険施設、障害児（者）福祉施設等：削減率0%

③衛生・公衆安全関係

- 休廃止鉱山鉱害防止等工事費補助金により地方公共団体が実施する坑排水処理事業：削減率0%
- 上下水道、上下水道等に原水を供給する揚水機場（調整池を有さないものに限る）：削減率5%
- 産業廃棄物処理施設（焼却処理施設に限り、当該施設が主要施設である場合に限る）：削減率5%
- 火葬場：削減率10%
- と畜場：削減率10%

(2) 安定的な経済活動・社会生活に不可欠な需要設備

①24時間・365日電力使用の変動幅がほぼフラットな需要設備

- 情報処理システムに係る需要設備（例：データセンター、金融機関、航空、通信関係のシステム）：削減率（変動幅に連動）
- クリーンルーム又は電解施設を有する需要設備：削減率（変動幅に連動）

※電力使用の変動幅と削減率

変動幅10%未満：削減率0%

10%以上15%未満：削減率5%

15%以上20%未満：削減率10%

②人流・物流等への影響が大きく電力の使用時間帯が変えられない需要設備

i) 交通関係

セーフティネットとしての計画停電

計画停電は不実施が原則だが、関西電力、九州電力、北海道電力及び四国電力管内においては、今後、万が一実施せざるを得ない場合に備え、以下の方針に沿って準備を進めておく。

1. 計画停電の運用

(1) 停電時間

1回の停電時間を2時間程度にする。1日複数回の計画停電をできる限り避けるよう努める。

(注) 一定期間同じ時間帯に停電する「時間固定停電制」を希望する意見もあったが、連日同じ時間帯に停電することの不便さを指摘する意見も多かったため、「日替り停電制」(停電時間帯が毎日順番に変わる)を原則とする。

(2) 事前の公表

計画停電のグループ(区域割り)やスケジュールは事前に公表する。

(3) 医療機関等に係る特例

①夏の高温下における停電の影響を緩和するため、医療機関等について、緊急かつ直接的に人命に関わることを考慮し、変電所の運用改善等によって停電による影響をできる限り緩和していく。また、在宅で人工呼吸器等の医療機器を使用する患者への対策の徹底、熱中症対策の周知徹底等に取り組む。^(注)

②国の安全保障上極めて重要な施設、国や経済社会の基幹的機能を有する施設(鉄道・航空、金融システム等、停電が生じた場合に広い範囲にわたって甚大な影響を及ぼしかねない施設)についても、変電所の運用改善等によって停電による影響をできる限り緩和していく。

③専用線、専用線類似の特高需要家は、技術的に可能な範囲で、大幅なピークカット等を条件に、一定程度の連続操業が可能な形での計画停電等を実施する。

(注) 万が一計画停電を実施せざるを得ない場合に備え、在宅で人工呼吸器等の医療機器を使用する患者への対策の徹底、熱中症対策の周知徹底等の対応を日常から進めておく。